

食品安全委員会プリオン専門調査会

第124回会合議事録

1. 日時 令和5年8月3日(木) 14:00～14:48

2. 場所 食品安全委員会 中会議室

3. 議事

(1) 令和5年度食品安全委員会運営計画について

(2) ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について

(3) 牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直し(SRMの範囲)に係る食品健康影響評価について

(4) その他

4. 出席者

(専門委員)

眞鍋座長、今村専門委員、岩丸専門委員、芥藤専門委員、佐藤専門委員、高尾専門委員、中村桂子専門委員、中村優子専門委員、福田専門委員、横山専門委員

(説明者)

農林水産省動物衛生課 松尾国際衛生対策室長

厚生労働省食品監視安全課 蟹江課長補佐

厚生労働省食品監視安全課 村上輸出国衛生専門官

(食品安全委員会)

山本委員長、脇委員、川西委員

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、前間評価第二課長、寺谷評価調整官、

水野課長補佐、小財評価専門官、岡田技術参与

5. 配付資料

資料1 令和5年度食品安全委員会運営計画

- 資料 2 - 1 食品健康影響評価について
「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について」
- 資料 2 - 2 ベルギーのBSE対策の経緯等について
- 資料 3 - 1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）について
- 資料 3 - 2 OIE（SRMの範囲）改正経緯
- 資料 3 - 3 BSEコードの改正概要
- 資料 3 - 4 食品健康影響評価に係る諮問内容等について（回答）
（令和 5 年 6 月 23 日付け薬生食監発0623第 2 号）
- 参考資料 1 - 1 牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直しに係る厚生労働省からの諮問
文書
（平成27年12月18日付け厚生労働省発生食1218第 1 号）
- 参考資料 1 - 2 食品健康影響評価に係る諮問内容等について
（令和 3 年 2 月 15 日付け府食第70号）
- 参考資料 1 - 3 食品健康影響評価に係る諮問内容等について（回答）
（令和 3 年 2 月 26 日付け薬生食監発0226第 7 号）
- 参考資料 1 - 4 SRMの範囲の見直しに係る評価の考え方（案）
（令和 2 年 11 月 12 日第120回プリオン専門調査会資料）

6. 議事内容

○眞鍋座長 それでは、ちょうど定刻となりましたので、ただいまから第124回「プリオン専門調査会」を開催いたします。

最初に、事務局から出席状況の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 事務局の水野でございます。

先生方におかれましては、お忙しい中、会議に御参加いただきまして、ありがとうございます。

本日の会議ですが、ウェブ会議システムを併用した形で公開で開催をしております。

また、本専門調査会の様子につきましては、食品安全委員会のYouTubeチャンネルにおいて動画配信を行っております。

なお、内閣府において、5月1日よりクールビズを実施しておりますので、御理解、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

本日の会議につきましては、10名の専門委員に御出席いただいております。

欠席の専門委員は花島専門委員でございます。

食品安全委員会からは山本委員長、脇委員、川西委員が御出席です。

また、本日の議事（2）及び（3）に関連しまして、農林水産省動物衛生課の松尾国際衛生対策室長、厚生労働省食品監視安全課の蟹江補佐と村上輸出国衛生専門官にお越しい

ただいております。

最後に、事務局の人事異動がございましたので、御報告させていただきます。

7月4日付けで鋤柄の後任の事務局長として中が着任しております。

○中事務局長 中でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 また、中の後任の事務局次長として及川が着任しております。

○及川事務局次長 及川でございます。よろしくお願いいたします。

○水野課長補佐 ありがとうございます。

本日はウェブ会議形式を併用して行いますので、会議を始める前にウェブ会議形式で御参加いただく方への注意事項を簡単にお伝えさせていただきます。

まず、発言者の音質向上のため、発言しないときはマイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

御発言いただく際ですけれども、こちらの挙手カードの赤い面を御提示いただきますか、ウェブ会議画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

発言の最後には「以上です」と御発言いただき、マイクをオフとしていただきますようお願いいたします。

音声接続不良ですとか、通信環境に問題がある場合、カメラをオフにすることですとか、再入室により改善する場合もございます。マイクが使えない場合にはウェブ会議システムのメッセージ機能によりお知らせいただければと思います。全く入室できなくなった場合には、事務局までお電話をいただきますようお願いいたします。

以上がウェブ会議における注意事項となります。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、事務局から本日の資料の確認、それから、食品安全委員会における調査審議方法等について、確認事項の報告をお願いいたします。

○水野課長補佐 それでは、配付資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、議事次第と専門委員名簿のほかに、資料のほうは資料1-1から資料3-4までの7点、それから、参考資料が1-1から1-4までの4点となっております。

配付資料の不足等はありませんでしょうか。過不足等ございましたら、事務局までお申し出いただければと思います。

よろしいでしょうか。

続きまして、本日の議事に関する専門委員の調査審議等への参加に関する事項について御報告をいたします。本日の議事につきまして、事前に専門委員の先生方から御提出いただきました確認書を確認したところ、平成15年10月2日委員会決定の2の(1)に規定する調査審議等に参加しないこととなる事項に該当する専門委員はいらっしゃいませんでし

た。

以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

委員の先生方、御提出いただきました確認書について相違はなく、ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、早速議事に進みたいと思います。

まず、議事（１）の「令和５年度食品安全委員会運営計画について」でございますけれども、本年度の計画について事務局から説明をお願いいたします。

○前間評価第二課長 承知しました。

本日は令和５年度最初の専門調査会となりますので、資料１「令和５年度食品安全委員会運営計画」について御説明いたします。

それでは、資料１をお手元に御用意ください。

１枚表紙をおめくりいただきますと、目次がございます。目次で全体の構成を簡単に御説明しますと、第１の委員会の事業運営方針、それから、その次の第２の委員会の運営全般のところでは総論的な内容を記載してございます。続きまして、第３以降に各論を記載するといった全体構成となっております。

２ページを御覧ください。

２ページの上段でございますけれども、「第１ 令和５年度における委員会の事業運営方針」を記載してございます。ここでは、食品安全基本法等に基づき、国民の健康の保護を最優先に、所掌事務を円滑かつ着実に実施する旨を記載してございます。

続きまして、その下の「第２ 委員会の運営全般」を御覧ください。

（３）がございますけれども、ここにおきまして、食品健康影響評価に関する専門調査会の開催について記載してございます。食品健康影響評価を的確に実施するため、専門調査会を開催することとしておりますので、先生方におかれましては、引き続き円滑な議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

その次の３ページの第３を御覧ください。

食品健康影響評価の実施について記載してございます。

「１ リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件の着実な実施」の（１）といたしまして、リスク管理機関から食品健康影響評価を要請された案件については、早期に評価が終了するよう、計画的・効率的な調査審議を行うとしているところでございます。

後ほど事務局より御説明申し上げますけれども、当調査会におきましては、今年度、審議が予定されている案件が幾つもございますので、円滑な御審議に御協力いただければ幸いです。

このほか、４ページを御覧いただけますでしょうか。

第5といたしまして「食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」、それから、6ページに飛びますけれども、第6で「リスクコミュニケーション・情報発信の促進」といたしまして、様々な手段を通じた情報の発信、食品の安全に関する科学的な知識の普及啓発などを記載しているところでございます。

このほか、幾つかトピックスを御紹介しますと、8ページの上段、(4)に用語集の更新について記載してございます。先般、用語集第7版というのができたてほやほやなのですけれども、完成してウェブとこのように冊子で公表してございますが、このような取組も進めておるところでございます。

また、10ページを御覧ください。

10ページの下のほうに「第9 国際協調の推進」とございますけれども、ここのところで海外研究者の招聘、それから、海外機関との連携強化に関する言及がございます。今年、2023年は食品安全委員会が設立されてから20周年の節目の年でございまして、来る9月1日に三田共用会議所におきまして20周年記念国際シンポジウムを開催する旨、先日、当委員会のホームページで公表しているところでございまして、このような取組を進めることとしてございます。

以上、簡単ではございますけれども、令和5年度の運営計画の概要説明とさせていただきます。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

それでは、引き続きまして、議事の(2)に移りたいと思います。

議事の(2)は資料2-1を参照ください。

「ベルギーから輸入される牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓に係る食品健康影響評価について」でございます。本件は、今年の6月28日に厚生労働省から評価について諮問があり、7月4日の第904回食品安全委員会でこの件を本プリオン専門調査会で審議していただきたいという依頼があったものでございます。

つきましては、厚生労働省の村上専門官から説明をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○村上専門官 ありがとうございます。厚生労働省の村上でございます。よろしく申し上げます。

今、眞鍋先生から御紹介いただきましたが、資料2-1、それから、2-2を使って御説明させていただきたいと思っております。

資料2-1ですが、先ほど御紹介いただきましたとおり、令和5年6月28日付けでベルギー産の牛、めん羊及び山羊の肉及び内臓について輸入条件の設定について諮問をさせていただいたものでございます。

資料2-1の後ろのページを御覧ください。

諮問の背景及び趣旨でございますが、現在、ベルギーの牛、めん羊、山羊の肉及び内臓

飼料給与に関しましては、2001年1月から全ての動物由来たん白質の給与を禁止しております。

SRMの利用実態に関しましては、SRMの範囲として、まず下顎を除いて脳と眼を含む12か月齢超の頭蓋、脊髄がSRMとなっております。除去されたSRMについては廃棄処分の対象となっております。

レンダリングの条件につきましては、EU規則に基づき、副産物をリスクに応じてカテゴリー1から3という3つのカテゴリーに分類しまして、それぞれに対して処理条件を設定している状況でございます。

交差汚染防止対策につきましては、2001年1月より全ての家畜への動物由来たん白質の給与を禁止しておりますが、2021年9月に一部緩和されまして、豚由来のたん白質の家きんへの給与、家きん由来たん白質の豚への給与が可能となっております。

最後のサーベイランス体制につきましては、EU規則に基づいたサーベイランスを実施しております。先ほども御説明したとおり、それぞれの区分において段階的に引上げを行っているところですが、現在のサーベイランスの対象につきましては、健康と畜牛につきましては、2001年以前に生まれた牛または陽性群の由来の牛のみとなっております。死亡牛、緊急と畜牛は48か月齢超のもの、臨床症状牛は12か月超のものを対象としております。

次の4ページですが、牛におけるSRM及び食肉処理のまとめとなっております。

まず、と畜場での検査につきましては、と畜場に搬入される全ての牛につきまして、獣医官が目視でと畜前検査を実施してございまして、神経症状や行動異常を示した牛の部位は、最終的に処分または検査陰性の診断がなされるまで保管されることとなります。また、BSE症状を疑う48か月齢超の牛、先ほど御説明いたしました2001年1月1日以前に生まれた牛、BSE陽性群由来の牛はBSE検査の対象となっております。

スタンニングにつきましては、圧縮した空気またはガスを頭蓋内に注入する方法のスタンニングは禁止されてございまして、同様にピッシングにつきましても禁止となっております。

ベルギーのSRM除去の実施状況でございますが、SRMの範囲は、先ほど述べましたとおり、12か月齢超の頭蓋及び脊髄となっております。なお、月齢の確認につきましては、トレーサビリティシステムのデータベースによって行っております。

除去されたSRMにつきましては、専用の容器に入れられ、廃棄される。また、染色を行ってほかのものと区別をするというのがEU規則で決まっております。

実施方法でございますが、脊髄につきましては、背割りをした後に吸引装置でSRMである脊髄を除去いたします。これらの脊髄を含むSRMの除去につきましては、ベルギー当局の獣医官または訓練を受けた食肉検査官によって確認されております。また、全てのと畜場、食肉処理場においてはSSOP、HACCPについて導入されております。

さらに、最後の欄になりますが、MRM（機械的回収肉）につきましては製造禁止となっ

ております。

以降のページにつきましては参考資料になりますが、BSEの発生件数、検査体制、SRMの範囲、飼料規制につきまして、各国との比較表をつけております。

こちらのBSE発生状況なのですが、ベルギーにつきましては、欧州全体の下に書いてある括弧の一番下、スペインの後に数を掲載しておりますが、これまで発生した陽性件数は133例となっております。一番最後に検出されたのは2006年になっておりまして、一番遅くに生まれた牛につきましては1998年の11月生まれとなっております。飼料規制以降に生まれた牛は現在のところ確認されておられません。

以上になります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま、村上専門官から御丁寧の説明いただきましたけれども、先生方から御質問あるいはコメントはございますでしょうか。

特段ございませんか。

オンラインの先生方、何か。特によろしいでしょうか。

それでは、次に進めたいと思います。

今説明いただきました資料2-1の内容についてですが、2ページ目になりますけれども、別紙のほうを見ていただいて、(1)の牛の肉及び内臓については、①月齢制限を現行の「輸入禁止」から「30か月齢以下」とした場合に加えて、「輸入禁止」から「月齢条件なし」とした場合のリスクの評価。それから②SRMの範囲を現行の「輸入禁止」から「全月齢の扁桃及び回腸（盲腸との接続部分から2メートルの部分に限る。）並びに30か月齢超の頭部（舌、頬肉、皮及び扁桃を除く。）、脊髄及び脊柱」に変更した場合のリスクの評価。(2)のめん羊及び山羊の肉及び内臓については、現行の「輸入禁止」から「SRMの範囲を12か月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉及び皮を除く。）及び脊髄並びに全月齢の脾臓及び回腸とし、SRMを除去したもの」とした場合のリスクの評価について審議を進めさせていただきたいと思います。

この件につきましては、起草委員でまず評価書の原案を作らせていただいて、次回以降に改めて評価書の案に基づいて先生方に御審議いただきたいと考えます。

審議の進め方についてですが、本諮問では30か月齢以下と月齢制限なしを同時に評価することが依頼されております。ベルギーはEU圏であり、これまで他のEU加盟国の評価を行ってきました実績を踏まえますと、輸出国から提出されているデータによっては、これらを同時にリスク評価することも可能だと思います。この辺りも踏まえまして、起草委員の先生方に御議論いただきたいと考えています。

なお、起草委員ですが、前回の調査会で私のほうから岩丸先生、高尾先生、横山先生にお願いいたしました。起草委員の先生方と座長とで評価書の案を作成していただき、それに基づいて今後御審議いただきたいと思います。起草委員の先生方におかれましては、非常にお忙しいと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたしたいと思ひます。よろしくお願

いします。

続きまして、議事の（３）「牛海綿状脳症（BSE）国内対策の見直し（SRMの範囲）に係る食品健康影響評価について」です。

この件につきまして、まず事務局から経緯を説明していただきたいと思います。

○水野課長補佐 それでは、お手元に資料３－１、３－２及び資料３－４を御用意いただければと思います。

国産SRM範囲の見直しの審議に係る経緯について御説明をさせていただきます。

本諮問につきましては、平成27年の12月に厚生労働省より諮問されたBSE国内対策の見直しのうち、SRMの範囲の見直しに関する議論につきまして、資料３－１になりますけれども、2020年9月11日に開催されました第119回プリオン専門調査会において審議を再開するということを決定いたしまして、その後、同年の11月10日に開催されました第120回プリオン専門調査会にて評価の考え方及び評価書の目次について御審議をいただき、評価書案の作成を起草委員の先生方で進めていただいていたというところでございます。

その間に、当時、OIE、現在はWOAHという略称となっておりますけれども、こちらのWOAHのほうで検討されていた新たな国際基準案の内容の詳細につきましては、資料３－２の中段に書いてございます。こちらは2020年の9月のOIEコード委員会時点の改正二次案の内容となっております。

こちらが明らかとなりまして、厚生労働省に対して、WOAHにおいて検討中の国際基準の改正の動向ですとか、それを受けた諮問内容の影響といったものを照会した上で、その回答をもって専門調査会で今後の審議の方針を改めて議論するということが必要であるとされたところです。

こちらの結果につきましては、2021年の3月15日に開催されました第121回プリオン専門調査会において、事務局から報告をさせていただいております。具体的には、厚生労働省からの回答では、「OIEにおいて検討中の国際基準の改正内容が確定されなければ、諮問内容への影響の有無は判断ができない。OIEの改正内容が確定した段階で改めて回答する」とされておりまして、第121回プリオン専門調査会における調査審議の結果、本件の審議は一旦中断するという事で調査会での御賛同が得られました。

ここまでの審議の一時中断までの経緯となっております。

その後、本年、2023年3月2日に開催されました第123回プリオン専門調査会では、国産SRMの範囲見直しに係る審議の状況の確認といったところをさせていただきまして、今後の審議に向けて、座長より岩丸専門委員、高尾専門委員、福田専門委員、横山専門委員が改めて起草委員に指名されたといったところでございます。

その後、WOAHにおける議論の結果、本年、2023年の5月に開催されましたWOAHの総会で改正されたBSEコードが採択されまして、現在のSRMに係る国際基準につきましては、資料３－２の青い部分の下段、改正BSEコードと書かれているところのとおりとなっております。

今般、これらの結果を踏まえまして、厚生労働省のほうから、資料3-4にありますように、「食品健康影響評価に係る諮問内容等について」ということで6月23日付けで御回答をいただいたという状況になっております。

なお、WOAHコード改正に関する議論につきましては、この後、農林水産省の松尾室長のほうから御説明をいただけることになってございます。

これまでの経緯と現状について説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

途中、OIEの名前が変わったり、それから、SRMの呼び方も変わったり、難しい、混乱するような内容だったのですけれども、事務局より国産SRMの範囲の見直しの審議に係る経緯について御説明いただきました。

本件に関連して、今年の5月に開催されたWOAHの総会において改正BSEコードが採択されたということですので、本調査会の審議に関連する背景として、改正BSEコードの概要、特にSRMの範囲に関する議論につきまして、農林水産省の松尾室長より説明をいただけるということですので、よろしくお願いたします。

○松尾室長 松尾でございます。

今、座長からお話がありましたように、2年前から国際獣疫事務局、通称名は以前のフランス語のOIEからWOAHという形で、今、こういうWOAHという呼び方をしてほしいという形でやっております。ただ、今回の話はOIEという言葉とWOAHという言葉が混在してございますので、今日は私の説明の中では従来どおりのOIEという形で説明させていただきます。

では、資料3-3に従って説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして2ページ目、ここで言いたいのはBSEコードの改正ですが、先ほどの説明にありましたように、なかなかBSEコードが決まらなかったということで、関連の審議は止めておったという話でございますが、本年の5月の総会においてBSEコードは改正がなされました。

1ページめくっていただきまして、主に3点変えた点がございます。

まず(1)でございますが、非定型BSEの非リスト疾病化ということでございます。OIEのBSEのステータスについては、先ほど、無視できるリスクの国でありますとか、管理されたリスクの国であるとか、こういうリスクステータスを公式にOIEが認定することになってございます。その際には、従来型の定型BSEについて発生状況を判断するという形になっておりまして、非定型BSEはこれまでも発生してもステータスには影響しないという形でございます。昨今、この非定型BSEが発生したことによって貿易上に障害が出るとかということがありましたので、今回、OIEの中でもこの非定型BSEについて検討をいたしました。

非定型BSEは、従来からOIEの中では自然発生的というか一定の割合でどの国にも起こるものという形で整理をされておりまして、これはOIEのリスト疾病という考え方があるの

ですが、BSEであるとか、牛疫であるとか、そういうリスト疾病というものがあるのですが、その条件に当てはまらない。どの国にも起こる可能性があつて、それが病原体という形ではなくて、今申し上げましたように一定の割合で起こる可能性があるということで、リスト疾病の条件にも当てはまらないという結論が出されて、非定型BSEをリスト疾病から外しましょうという形になってございます。

ただし、ステータスを持っている国は、毎年1回OIEに各国のステータスの遵守状況を報告することになっておりますが、その中では非定型BSEについても報告することという形になってございます。

これが1点目でございます。

2点目が「管理されたリスク」の国の特定危険部位から全月齢の扁桃を除外するというのが大きな変化となっております。下の表を見ていただきたいのですが、無視できるリスクについては、従来、特定危険部位の規定はありません。今回、新しく特定危険部位は「最もBSE感染性が高い物質」と読み替えるということになってはいますが、基本的な意味は同じでございます。無視できるリスクには、特定危険部位はないという形で整理をされておりますが、管理されたリスクの国においては、従来、全月齢の扁桃はSRM、特定危険部位であるとされておりました。今回、扁桃については極めてプリオンの量も少なく、感染性も非常に少ないという科学的な根拠があるという形でEFSAなどの情報が提供された上で、扁桃を外すという形になりまして、これが採択されたという形になってございます。

1ページめくっていただきますと、不明のリスクについても同じような形になってございますというところまで表の中に書いてございます。同じように扁桃というものは除外されました。また、月齢の規定が変わりましたという形で書かせていただいております。

もう一ページめくっていただきまして5ページ目、3点目のBSEサーベイランスの変更でございます。従来、BSEのサーベイランスというのは、アクティブサーベイランスをやって、それをポイント制でやってございました。まず、「改正前」と書かれたところの表にありますように、例えば1歳から2歳未満とか、こういう年齢のカテゴリーと、あとはサンプルを取った牛はどんな牛だったか、健康と畜牛で取ったのか、死亡牛で取ったのかという形で、牛1頭当たり、サンプル当たりの点数をつけてございました。

我が国のように、我が国は約400万頭弱の牛がおるのですが、成牛100万頭以上飼養する「無視できるリスクの国」である場合は、7年間で15万ポイント以上を検査するようにと。今のようなこの表に従って計算した場合に、全てを積み重ねて7年間で15万ポイント集めなさいという形でサーベイランスをしておりました。

基本的にこのサーベイランスの考え方は、1992年にBSEが大きく問題になったときは年間3万件以上世界で起きてございましたが、そのときのモデルを使ってやっておったものでございます。ただ、昨今は非定型を含めても10頭あるかないかという発生状況でございます。各国の飼料規制とかをはじめとしたリスク管理も進めている中で、このような1992年の非常に大量発生したときのサーベイランスのやり方ではなくて、今の形に合わせ

たもの、ほかの病気と同じようにサーベイランスを行うという形に変更するという形で検討が進んでおりました。

改正後どうなったかというのが下の「改正後」というところに書かれています。改正後は、今までは何歳で何ポイントですよというのをやめて、月齢区分は設けなくて、次の4つのタイプの牛については、通報の上、BSE検査をなさいとなりました。

1番目は異常行動とか神経症状、これまでも日本の中でも特定疾病が起きたら必ず検査をなさいよとなっていました。そういったBSEの特定症状を呈する牛は検査する。

2番目は、上の改正前はダウナー牛という起立不能牛とされていた、月齢ごとのポイントが決まっておったゾーンでございますが、これはBSEを疑うに足る病歴を有する起立不能牛という形になって、外傷があつて立てないのですよとか、明らかにテタニーを起こしていて、それで立てないのですよとか、そういうのは外しなさい、外していいですよという形になりました。

3つ目が、と畜場の生前検査で異常行動または神経症状を示す牛について引き続き検査をなさいと。

それから、4つ目は、死亡がほかの原因に起因する可能性を否定した上で、BSEを疑う可能性があるというものについては、死亡牛については検査をしてくださいという形で、サーベイランスのやり方が変更になってございます。

最後、1ページめくっていただき、これは我が国の話ですけれども、我が国は今まで国内で死亡牛とか起立不能牛はこういう月齢をつけた上で検査をしてみました。今後は、今回のコード改正を踏まえまして、国内でもBSEのサーベイランスの在り方を今検討してございます。また引き続き機会を見て報告に来るかと思いますが、よろしく願いいたします。

私からは以上です。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ただいま、今般のSRMの審議に関連して、WOAHコード改正に関する議論の概要を農林水産省より御説明いただきました。

専門委員の先生方から、事務局及び農林水産省からの説明に対する御質問あるいはコメント等はございませんでしょうか。

横山先生、お願いします。

○横山専門委員 後ほどで結構なのですがけれども、扁桃がSRMから外れた件について、先ほどEUでの議論のレポート等があるとおっしゃいましたけれども、それを紹介いただけませんか。

○松尾室長 EFSAの2011年の論文を基にして説明をされたと聞いてございますので、その論文を事務局を通じて提供することとしますので、よろしく申し上げます。

○横山専門委員 ありがとうございます。

○眞鍋座長 ほかに先生方、何か御質問とかコメントはございますか。特にございません

か。委員長。

○山本委員長 食品安全委員会の山本です。

改正後のOIEの報告というのは、どういうふうな形で義務づけられているのでしょうか。サーベイランスの状況とかそういうものですけども。

○松尾室長 サーベイランスの報告については、これまでもほかの疾病と同様、1年に1回全て報告する形になっています。その中でBSEサーベイランスも報告する形になってございますが、我が国のように、今年決まった改正を受けて今後どうしようかと検討している国がございます。また、移行期間が設けられることになってございますので、直ちに新しいサーベイランス方式で報告しなければならないとは理解しておりませんで、現在は現行のものを行っております、我が国では変更してございませぬので、従来の形のものをまず報告させていただくという形で、変更しましたらその形で報告をするという形になります。

○眞鍋座長 ほかにございませぬか。

よろしく申し上げます。

○佐藤専門委員 確認なのでですけども、コードのSRMの範囲が変わったことで、無視できる国のリスクと管理されているリスクの国の範囲が変わったとか、そういうことはあるのでしょうか。

○松尾室長 それは現行ステータスを持っている国が変わってしまうかという御質問という理解ですか。

○佐藤専門委員 はい。

○松尾室長 現行持っている国が変わることはないと理解しています。例えば、管理されたリスクの国があって、この国際基準が変わったことでそのステータスから外れるよという形にはならないと聞いています。ただ、今後は、今、管理されたリスクの国を持っているのであれば、“牛群の中でBSEの病原体が循環されるリスクが無視できると立証された日”より後に出生した牛については扁桃等はSRMとして取り扱わなくてよいと変わると御理解いただきたいと思います。

○眞鍋座長 よろしいでしょうか。

○佐藤専門委員 はい。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

ほかにございませぬか。

それでは、特にもうないようですので、次に進ませていただきたいと思います。

それで、今般、この改正BSEコードの採択を受けまして、厚生労働省から6月23日付けで回答をいただいておりますということですので、厚生労働省の蟹江補佐より御説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○蟹江課長補佐 厚生労働省の蟹江でございます。

私からは、資料3-4にございます「食品健康影響評価に係る諮問内容等について」の

回答について御説明を申し上げます。

事務局のほうから御説明があったように、BSEに関する国際基準としてOIEコードの改正が検討されてきたところですが、資料3-2にございましたように、2020年のOIEコード委員会において、BSEリスクが無視できると認定された国に対しましても、BSE病原体が牛群で循環しているリスクに応じたリスク管理措置が必要との考えが議論されたことから、国際的な動向を踏まえて諮問内容への影響について判断するとしたところです。

本年の5月のOIE総会において、御説明がありましたとおり、OIEコードの改正案が採択されまして、無視できるリスク国に関しましては、最もBSE感染性が高い物品、いわゆるSRMの規定の適用がないということが確定いたしました。

OIEコードに鑑みますと、今、日本はOIEにより無視できるリスク国と認定されておりますので、SRMの規定が不要となりますが、現在の諮問においては、部位でいいますと回腸遠位部、扁桃、脊柱がSRMから除外され、30か月齢を超える牛の頭部と脊髄とする案になりますので、OIE基準よりも高い基準となっております。

なお、引き続き30か月齢超の牛の中樞神経系をSRMとすることにつきましては、EU域内の無視できるBSEリスク国由来の牛のSRMの取扱いとほぼ同じ取扱いとなっております。

このようなことから、諮問の内容への影響はないと判断いたしました。

御説明は以上になります。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

専門委員の先生方から、ただいまの説明につきまして何か御質問あるいはコメントはございますでしょうか。

会場以外のオンラインの先生方、よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

それでは、国産SRMの範囲の見直しの審議につきまして、ただいま厚生労働省から平成27年12月18日付けで厚生労働省発の生食12185第1号による諮問の背景及び内容への影響はないと判断したという回答をいただきましたので、審議を再開したいと思っておりますが、御同意いただけますでしょうか。

それでは、ありがとうございます。当該諮問に係る審議を再開するということをお願いいたします。

前回の調査会にて、起草委員としては岩丸先生、高尾先生、福田先生、横山先生にお願いしております。この審議につきまして、第120回プリオン専門調査会にて当時の起草委員の先生方に評価の考え方を取りまとめでいただきましたが、審議が中断しまして、それから時間が経過しておりますこと、新たに起草委員になられた先生方もいらっしゃいますので、前回以降の新たな知見も踏まえまして、現状の考え方で問題ないかを含めて、まずは起草委員の先生方で議論をいただきたいと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。異議はございませんでしょうか。

それでは、起草委員の先生方におかれましては、非常にお忙しいと存じますけれども、

どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事（４）「その他」になります。ちょっと早めなのですけれども、予定されていましたが議事については一通り御議論いただきました。

続きまして、議事（４）の「その他」でございますけれども、事務局から何か特にございましたらお願いいたします。

○小財専門官 事務局の小財です。

今後のプリオン専門調査会の審議スケジュールについて補足説明をさせていただきます。

まず、ドイツから輸入される牛肉等については、令和２年５月１３日付けで厚生労働省より食品健康影響評価の依頼を受け、第１１８回プリオン専門調査会にてリスク管理機関から趣旨説明、評価方針についての御議論をいただき、その後、起草委員による評価書案の作成を行っていただいていたところですが、しかし、その過程で不足する情報がありまして、それらを質問事項としてリスク管理機関を通じて相手国に要求していたところですが、これらの当該質問事項に対する回答が本年７月３日付けで厚生労働省を通じて提出されましたので、こちらについて次回以降の調査会にて御審議をお願いする予定でおります。

また、スウェーデンについても、月齢撤廃の評価に必要な追加資料が７月１４日及び７月３１日付けで厚生労働省を通じて提出されました。こちらについても、順次調査会での審議に向けて準備を進めていく予定でおります。

以上でございます。

○眞鍋座長 どうもありがとうございます。

輸入牛肉等に関する食品健康影響評価につきましては、御審議いただく資料が整い次第、調査会での審議をお願いしているところですので、審議に向けて事務局の方で準備をお願いしたいと思います。

事務局からほかにございますでしょうか。

○水野課長補佐 特にございません。

次回については、日程調整の上、お知らせいたしますので、よろしく願いいたします。

○眞鍋座長 本日は非常にお忙しい中、また、暑い中きていただいて、ありがとうございました。

本日の議題は以上でございます。重ねて御礼申し上げます。